山口県後期高齢者医療広域連合選挙長告示第４号

　山口県後期高齢者医療広域連合規約第９条第３項の規定により、山口県後期高齢者医療広域連合議会議員補欠選挙を行う。

　なお、候補者の届出の受付開始日及び議員定数については次のとおりである。

　　平成２４年１１月１４日

山口県後期高齢者医療広域連合

　広域連合議会議員選挙長　長田　紀生

１	候補者の届出の受付開始日	平成２４年１２月５日
２	本選挙の議員定数	山口県内の市長・町議会議員のうちから各１人